

1) 建築物及び工作物

① 届出対象行為（法第 16 条第 1 項第 1 号・第 2 号）

行 為	用 途 ・ 項 目	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 （法第 16 条第 1 項第 1 号）	(1) 主屋 (2) 附属舎 (3) その他の建築物	○全ての建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 （法第 16 条第 1 項第 2 号）	(1) 擁壁、垣、さく、塀類 (2) 彫像、記念碑類 (3) 煙突、排気塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類 (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔類 (6) 高架水槽、冷却塔類 (7) 観覧車等の遊戯施設類 (8) コンクリートプラント等の製造施設類 (9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 (11) 汚水・ごみ処理施設類 (12) 墓園類 (13) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）類 (14) その他の建築物以外の工作物	○全ての工作物

② 景観形成基準（建築物）

項目	1) 伝統的集落景観保存地区	2) 島の玄関景観形成地区	3) 農地景観形成地区	4) 自然景観保全地区
配置	渡名喜村歴史的景観保存条例（第7条許可の基準）及び渡名喜村渡名喜島歴史的景観保存計画書（修理修景基準）並びに渡名喜村集体景観形成ガイドラインに則る。	① 船が入出港する港の眺望景観を損なわないよう配慮した配置とする。	① 広々とした農地で農作業を営む田園風景を阻害しないよう配慮した配置とする。	① 雄大な山並み景観や自然の海浜景観を阻害しないよう配慮した配置とする。
高さ		① 7m以下 とする。		
壁面の位置		① 敷地境界から 2m以上 離すこととする。		
形態意匠		① 伝統的集落景観に調和するよう、 琉球赤瓦葺寄棟屋根 とする。 ② 島の伝統的スケールを阻害しない規模とし、大規模になる場合は分節化、分棟化などを工夫する。		
外壁		① 建造物の外壁は周辺景観にとけ込むような目立たない高明度、低彩度の落ち着いた色彩とする。 ② 但し、木材、石材等の自然素材を使用するか、模擬的に自然素材風を意図する場合はその限りでない。		
素材		① できる限り木材、石材等の多孔質の自然素材を使用する。 ② 金属、ガラス等、ツルツルしてテカテカ反射する素材はできるだけ外壁等に使用しない。		
敷地内緑化・垣柵塀		① 外構工事は、建造物と同時に施行するものとし、門まわり及び道路に面する部分は生垣・石垣で囲うこととする。 ② やむを得ずブロック塀等自然素材以外の塀を設ける場合は、壁面緑化や前面緑化等により修景する。 ③ 塀等の高さは圧迫感を与えないよう 1.5mを超えない 高さとする。		
屋外設備等		① 屋外設備は通りから目立たないよう配置を工夫すること。やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、遮へい、修景等の措置を施すこと。 ② 屋外駐車場を設ける場合は出入口を集約し、場内を生垣や芝生等で緑化する。		

※但し、村長及び景観むらづくり審議会、並びに伝建審議会の三者が、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについてはこの限りでない。

③ 景観形成基準（工作物）

項目	1) 伝統的集落 景観保存地区	2) 島の玄関景観形成 地区	3) 農地景観形成地区	4) 自然景観保全地区
配置	①伝統的集落景観と調和した配置とする。	①船が入出港する港の眺望景観を損なわないよう配慮した配置とする。	①広々とした農地で農作業を営む田園風景を阻害しないよう配慮した配置とする。	①雄大な山並み景観や自然の海浜景観を阻害しないよう配慮した配置とする。
垣、さく、塀	<p>①外構工事は、建造物と同時に施行するものとし、門まわり及び道路に面する部分は生垣・石垣で囲うものとする。</p> <p>②やむを得ずブロック塀等自然素材以外の塀を設ける場合は、壁面緑化や前面緑化等により修景する。</p> <p>③垣、さく、塀の高さは1.5m以下とする。</p> <p>④但し、「伝統的集落景観保存地区」については、渡名喜村歴史的景観保存条例（第7条許可の基準）及び渡名喜村渡名喜島歴史的景観保存計画書（修理修景基準）並びに渡名喜村集落景観形成ガイドラインに則る。。</p>			
擁壁	<p>①周辺の景観と調和した形態及び素材とする。</p> <p>②自然素材以外の擁壁の場合は、表面に石貼り又は壁面緑化等、自然素材風の修景又は緑化措置を施す。</p> <p>③垣、さく、塀の高さは2m以下とする。</p>			
送電又は通信の用に供する鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱	<p>①背景となる自然風景や周辺環境を阻害することのないよう立地に配慮する。</p> <p>②基調色は、周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。</p> <p>③高さは13m以下とする。</p>			
記念塔、電波塔、物見塔その他これに類するもの	<p>①背景となる自然風景や周辺環境を阻害することのないよう立地に配慮する。</p> <p>②基調色は、周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。</p> <p>③高さは13m以下とする。但し、記念塔、物見塔は5m以下とする。</p>			
彫像その他これに類するもの	<p>①周辺景観と調和した落ち着いた素材、色彩とすること。</p> <p>②台座は石材等の自然素材とし、やむを得ずコンクリート等を使用する場合は石貼り等の修景措置を施す。</p>			
自動販売機	<p>①本体の基調となる色は、茶系統の落ち着いた色とする。</p> <p>②光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること。</p>			

※但し、村長及び景観むらづくり審議会、並びに伝建審議会の三者が、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについてはこの限りでない。

2) 開発行為等

①届出対象行為（渡名喜村景観むらづくり条例第10条関係）

行 為	規 模
開発行為（法第16条第1項第3号） （主として建築物の建築・特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）	全ての開発行為
土地の形質の変更 （法第16条第1項第4号） （切土、盛土等によって土地の物理的形狀及び性質を変更すること。但し、建築行為等を除く）	土地の面積が 50㎡を超えるもの又は高さが1mかつ長さが5mを超えるもの のり面若しくは擁壁を生ずるもの 但し、伝統的集落景観保存地区については、 全ての土地の形質の変更
木竹の植栽又は伐採 （法第16条第1項第4号）	土地の面積が 50㎡を超えるもの又は高さが3mかつ樹齢が25年を超えるもの 但し、伝統的集落景観保存地区については、 全ての木竹の植栽又は伐採
鉋物の掘採又は土石等の採取 （法第16条第1項第4号）	地形の外観の変更に係る土地の面積が 50㎡を超えるもの 但し、伝統的集落景観保存地区については、 全ての鉋物の掘採又は土石等の採取
屋外における物品の集積又は貯蔵 （法第16条第1項第4号）	堆積の高さが 1mを超えるもの 又はその用途に供される土地の面積が 50㎡を超えるもの 但し、伝統的集落景観保存地区については、 全ての屋外における物品の集積又は貯蔵
特定照明（ライトアップ） （法第16条第1項第4号）	全ての特定照明

②景観形成基準

項目	1) 伝統的集落景観保存地区	2) 島の玄関景観形成地区	3) 農地景観形成地区	4) 自然景観保全地区
開発行為	渡名喜村歴史的景観保存条例（第7条許可の基準）に則る。	① 擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。		
土地の形質の変更		② のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。		
木竹の植栽又は伐採		③ 貴重な植生や老樹・銘木等がある場合には、保存または移植を行う。		
鉱物の掘採又は土石等の採取		④ 敷地境界に生垣または石垣を設けることができるスペースを確保する。		
屋外における物品の集積又は貯蔵		① 擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。		
特定照明（ライトアップ）	② のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	③ 貴重な植生や老樹・銘木等がある場合には、保存または移植を行う。	④ 墓地建設などによる土地の形質の変更後は、対象範囲の 20%以上 の緑地を設け、外周部は樹木等による修景を行うものとする。	
		① 伐採は最小限にする。		
		② 郷土種で樹高が 3m かつ樹齢が 25年 を超えるものは保存し、やむを得ない場合は移植または同等樹木の植栽を行う。		
		① 通りや主要な視点場から目立たないように植栽や修景された塀等で遮へいする。		
		② 掘採または採取後の跡地は植栽等で修景を行い、周辺景観になじむよう配慮すること。		
		① 屋外での物品の集積・貯蔵は通りや主要な視点場から目立たないように配慮し、植栽や修景された塀で遮へいする。		
		② 積み上げ高さをできるだけ低くし、常に整理整頓を心がける。		
		① 最小限の照明にとどめ、光源が空、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。		

※但し、村長及び景観むらづくり審議会、並びに伝建審議会の三者が、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについてはこの限りでない。